

臨時講師等※のみなさまへ

ー 青森県教職員互助会からのお知らせ ー

臨時講師等※に任用され「公立学校共済組合青森支部」の組合員資格を取得するみなさまは、青森県教職員互助会の加入資格を得ます。

当互助会は、**任意加入**ですので、**加入を希望される場合は**、公立学校共済組合青森支部に「組合員資格取得届書」を提出する際、届出書内にある「**互助会加入申込欄**」に記名くださるようお願いします。

青森県教職員互助会は

会員への福利厚生事業として、「給付事業」、「厚生事業」、「貸付事業」を実施していますが、臨時講師等のみなさまは、「貸付事業」を受けることはできません。

「給付事業」は、病院等を受診した際、自己負担額が3,100円を超えた分を自動で給付する「医療費補助金」をメインに、「結婚祝金」、「出産祝金・見舞金」、「入学・卒業祝金」などを給付しています。

「厚生事業」は、宿泊施設の利用補助、コンサートなどの芸術鑑賞機会の提供、スポーツ観戦の補助のほか、人間ドック、予防接種を受診した際、自己負担金の一部を補助しています。

さらに、青森県民の教育・文化の活動を支援する事業として「教育・文化事業」を実施しています。

詳しい事業内容は、次頁に記載していますので、ご覧ください。

なお、加入資格や掛金等については下記のとおりです。

※臨時講師等・・・臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

◇加入資格

1. 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員（ただし、任意継続組合員を除く。）
2. 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
3. 理事会が承認した者

◇掛 金

掛金は、給料の月額（教職調整額を含む。）に7/1000 を乗じた額（円未満の端数切捨て）で、毎月、給料から控除されます。（期末・勤勉手当からは控除しません。）

【例】給料表 教(二)1-21 の場合

給料月額	203,600 円
教職調整額(4%)	8,144 円
計	211,744 円
$\times 7/1,000 = 1,482$ 円	
(掛金月額)	

◇設立の目的・沿革

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

昭和39年 4月 1日 任意団体として設立
昭和61年 11月 1日 財団法人として設立
平成25年 4月 1日 一般財団法人へ移行

◇運 営

執行機関として教育関係者11名で組織する理事会（理事長は県教育長）と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。

また、日常の業務は、県教育庁職員福利課内で行っています。

一 般 財 団 法 人 青 森 県 教 職 員 互 助 会

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁職員福利課内

TEL 017-734-9914



互 助 会 の 事 業 内 容 (令和5年度)

青森県教職員互助会では、下記のように様々な事業を行っています。
給付事業と厚生事業には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れのないように
ご注意ください。
《給付事業》

事 業 名	事 業 内 容	給 付 額
医 療 費 補 助 金 【自動給付】	会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき	^{互助会控除} 自己負担額－(共済組合給付額＋3,000円) (ただし、100円未満の場合を除く。) ※共済組合給付額は、自己負担額から25,000円を控除した額
医療機関と調剤薬局の自己負担額は合算せず、それぞれが3,100円の自己負担額を超えた場合、給付となります。 【例1】自己負担額が3万5千円の場合 $35,000円 - 25,000円 = 10,000円$ (共済組合給付額) $35,000円 - (10,000円 + 3,000円) = 22,000円$ (互助会給付額) 【例2】自己負担額が5千円の場合 $5,000円 - 3,000円 = 2,000円$ (互助会給付額)		
※自動で計算し、診療月の3カ月後に個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。 入院見舞金も同様です。		
入 院 見 舞 金 【自動給付】	会員又は被扶養者が入院したとき	1日につき 500円 (1日目から給付)
死 亡 弔 慰 金 【※請 求】	会員又は被扶養者が死亡したとき	会 員 250,000円 被扶養配偶者 100,000円 その他の被扶養者 50,000円
災 害 見 舞 金 【※請 求】	会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき	損害の程度に応じて 100,000円 ～ 300,000円
結 婚 祝 金 【請 求】	会員が結婚したとき	50,000円
出産祝金・見舞金 【※請 求】	会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき	35,000円
入 学 ・ 卒 業 祝 金 【所属所に調査後、該当者に給付】	会員の子が義務教育諸学校へ入学、また、中学校(中学部)を卒業したとき	10,000円
無給付者褒賞金 【自動給付】	会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき	5,000円
退 職 慰 労 金 【自動給付】	会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)により退会したとき	10年以上20年未満 30,000円 20年以上30年未満 40,000円 30年以上 50,000円
妊 婦 支 援 補 助 【請 求】	会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき	1回の妊娠につき 30,000円
リフレッシュ助成 【自動給付】	会員が在会20年及び30年に達したとき	在会20年の会員 10,000円 在会30年の会員 20,000円
遺 児 給 付 金 【請 求】	死亡した会員に、その年度末に満18歳以下の被扶養者がいるとき ※給付対象者の拡大	1人につき 250,000円
育 児 支 援 金 【請 求】	会員が、5日以上育児休業を取得し、かつ5日経過したとき	同一の子1人につき 20,000円

《厚生事業》

事業名	事業内容										
施設利用補助 【一部請求】	①会員又は被扶養者が指定宿泊施設に宿泊したとき、1泊につき1人1,000円を補助（指定宿泊施設は、最後のページに記載しています。） 《利用方法》 ・【直接割引】の施設に宿泊した場合 フロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。 ※会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当します。 ・【後日請求】の施設に宿泊した場合 所定の料金を払った後、ホームページ及び各所属所にある「福利厚生ハンドブック」の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行する領収書を添付し互助会に請求してください。 医療費補助金等の給付金と同様に、個人口座へ振り込みします。 <table><tr><th>区 分</th><th>会員のみ利用</th><th>被扶養者のみ利用</th><th>会員・被扶養者 同時利用</th></tr><tr><td>【直接割引】の施設</td><td>【直接割引】</td><td colspan="2" rowspan="2">【後日請求】</td></tr><tr><td>【後日請求】の施設</td><td>【後日請求】</td></tr></table> ②令和5年度限定 令和4年度に引き続き補助対象施設を拡大し、会員又は被扶養者が、指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合も補助の対象とし、一人1泊につき1,000円を補助 ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とします。（上記①の指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。） 《利用方法》 「令和5年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求してください。	区 分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者 同時利用	【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】		【後日請求】の施設	【後日請求】
区 分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者 同時利用								
【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】									
【後日請求】の施設	【後日請求】										
芸術鑑賞補助事業 【申 込】	会員に芸術鑑賞の機会を提供する ① 県内の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋 ② 博物館等の特別展チケットの配付										
スポーツ観戦補助事業 【請 求】	会員又は被扶養者がスポーツを観戦したとき補助 チケット単価の半額（2,000円を限度）を補助 ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度 ※請求方式に変更										
ドック負担金補助事業 【自動給付・請求】	会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する宿泊ドック、一日ドックを受診したとき、自己負担金の一部を補助 ・宿泊ドック 10,000円補助 ・一日ドック 3,000円補助 ※令和5年度から、公立学校共済組合青森支部の組合員が受診した場合は自動給付。 （令和3,4年度に受診し未請求の場合は、請求書の提出が必要。）										
予防接種負担金補助事業 【請 求】	会員が、インフルエンザ予防接種を受け自己負担したとき、1,000円を補助										

「※請求」・・・公立学校共済組合青森支部あてに請求書を提出した場合は、自動給付となります。

《貸付事業》

事業名	事業内容
生活資金貸付 【申込】	会員が臨時に資金を必要とするとき、 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち1人1口を貸付けする。【手数料率 年0.9パーセント】
つなぎ融資貸付 【申込】	公立学校共済組合青森支部から、特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするときに共済組合貸付決定額を貸付けする。【手数料率 年0.9パーセント】

※フルタイムの再任用職員や臨時講師等の任用期間に定めがある会員は、貸付事業は対象外となります。

《教育・文化事業》

事業名	事業内容
厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に、図書を贈呈 ※贈呈対象校の拡大
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励及び学校図書贈呈は、「公益目的支出計画」に記載している事業です。

「公益目的支出計画」とは、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した際、それまで公益法人として税制優遇等により法人内部に留保していた財産を、公益的な事業に費消しゼロとするための計画です。

「学校図書贈呈」の贈呈対象校の拡大等により「公益目的支出計画」の実施期間が55年ほど短縮され、令和18年度末に完了する見込みです。